

登別市国勢調査調査員公募実施要領

次のとおり、登別市国勢調査調査員（以下、「調査員」という。）を公募します。

1 趣旨

この要領は、調査員の確保にあたり必要な事項を定めるものである。

2 職務

調査員は、次の職務について実施する。

- (1) 調査員説明会への出席
- (2) 担当地域の確認と世帯名簿、調査区要図の作成
- (3) 調査票等の配布
- (4) 調査票の回収
- (5) 調査票の点検、整理及び提出

3 募集方法

市広報紙及び市公式ウェブサイトに掲載し、市民に周知し、募集する。

4 募集人数

おおむね150人とする。

5 任期

任期は、おおむね令和7年9月1日から10月下旬の2ヶ月間の予定とする。

6 報酬

報酬は、1調査区（概ね70世帯）38,000円程度とする。

※受け持ち調査区数により異なる。

7 応募条件

統計調査員に関し、経験や関心等のある者で以下に該当する者

- (1) 20歳以上で健康であること
- (2) 責任を持って調査事務を遂行できること
- (3) 調査内容についての秘密を保持できること
- (4) 警察に直接関係のないこと
- (5) 選挙に直接関係のないこと（被選挙者や選挙事務所の職員）
- (6) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定するものに該当しないこと

8 応募方法

別紙に定める応募申込書により、郵送、メール又は持参するか、応募専用フォームにより応募する。

9 募集期間

令和7年3月1日から令和7年5月15日まで（必着）

1 0 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

1 1 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

1 2 応募先及び問合せ先

登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部総務グループ 統計担当

電話：0143-85-1130（総務グループ直通）

メールアドレス：somu@city.noboribetsu.lg.jp